

兵庫県公報

平成22年11月30日 火曜日 第 2240 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ まちづくり政策審議会規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1
告 示	
○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	2
○ 昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部改正（社会援護課）	3
○ 造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部改正（林務課）	4
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	8
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	9
病院局公告	
○ 入札公告（県立加古川医療センター）	10
○ 同 上（県立こども病院）	12
選挙管理委員会告示	
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	17
警察本部公告	
○ 入札公告	23

公布された法令のあらまし

●まちづくり政策審議会規則の一部を改正する規則（規則第50号）

附属機関設置条例の一部改正により、まちづくり政策審議会及び大規模小売店舗等立地審議会を統合し、まちづくり審議会とすることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

まちづくり政策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第50号

まちづくり政策審議会規則の一部を改正する規則

まちづくり政策審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

まちづくり審議会規則

第1条中「附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第3条の規定に基づき、まちづくり政策審議会」を「まちづくり審議会」に改める。

第2条第1項第2号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第1号の次に次の5号を加える。

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定による県の意見

に関すること。

- (3) 法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告に関すること。
- (4) 法第9条第7項の規定による勧告に従わなかった旨の公表に関すること。
- (5) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号。以下「条例」という。）第4条第2項又は第6条第1項の規定による知事意見書若しくは知事再意見書の作成又は意見を有しない旨の通知に関すること。
- (6) 条例第10条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告（同項第3号に該当する場合に限る。）に関すること。

第3条中「20人」を「17人」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
第4条の見出しを「(委員及び専門委員)」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
第4条に次の1項を加える。
- 5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、その任を解くものとする。
第5条第1項中「及び副会長1人」を「1人及び副会長2人」に改め、同条第4項中「欠けたときは」の右に「、あらかじめ会長の指定する順位により」を加える。
- 第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月3日から施行する。
(大規模小売店舗等立地審議会規則の廃止)
- 2 大規模小売店舗等立地審議会規則（平成12年兵庫県規則第97号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてまちづくり政策審議会の委員である者の任期は、改正前のまちづくり政策審議会規則第4条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。
(招集の特例)
- 4 施行日以後最初に開かれるまちづくり審議会は、改正後のまちづくり審議会規則第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

告 示

兵庫県告示第1172号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の徴収金の収納事務を委託した。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 収納受託者の所在地及び名称、委託した事務並びに委託期間

収納受託者の所在地及び名称	委託した事務	委託期間
岐阜市日置江1丁目58番地 株式会社電算システム	自動車税の収納事務の取りまとめ	平成22年12月1日から 平成25年12月31日まで

東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	収納受託者の直営店及び加盟店 における自動車税の収納事務	同 上
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	同 上	同 上
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同 上	同 上
愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス	同 上	同 上
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ	同 上	同 上
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地 ミニストップ株式会社	同 上	同 上
広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	同 上	同 上
名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア	同 上	同 上
東京都中央区日本橋1丁目1番1号 国分グロースーズチェーン株式会社	同 上	同 上

2 収納の手続等

収納受託者は、県税の徴収金を収納したときは、納税者等に領収証書等を交付するものとする。
なお、その他の収納の方法については、県税徴収金収納事務委託に係る基本契約書等による。



兵庫県告示第1173号

昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部を次のように改正し、平成22年12月1日から施行する。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1及び2を次のように改める。

1 区域担当民生委員・児童委員の定数

市 名	定 数	町 名	定 数
明石市	368	川辺郡	
洲本市	126	猪名川町	56
芦屋市	112	多可郡	
伊丹市	249	多可町	61
相生市	64	加古郡	
豊岡市	208	稲美町	57
加古川市	399	播磨町	62
たつの市	160	神崎郡	
赤穂市	106	神河町	36
西脇市	87	市川町	34
宝塚市	286	福崎町	50
三木市	164	揖保郡	
高砂市	167	太子町	52
川西市	242	赤穂郡	
小野市	100	上郡町	46
三田市	214	佐用郡	
加西市	116	佐用町	66

篠山市	131	美方郡	
養父市	104	香美町	57
丹波市	183	新温泉町	49
南あわじ市	151		
朝来市	132		
淡路市	162		
宍粟市	124		
加東市	96		
市部計	4,251	郡部計	626
			総計 4,877

2 主任児童委員の定数

市 名	定 数	町 名	定 数
明石市	21	川辺郡	
洲本市	5	猪名川町	3
芦屋市	4	多可郡	
伊丹市	9	多可町	6
相生市	3	加古郡	
豊岡市	13	稲美町	5
加古川市	21	播磨町	4
たつの市	10	神崎郡	
赤穂市	5	神河町	2
西脇市	5	市川町	2
宝塚市	18	福崎町	3
三木市	10	揖保郡	
高砂市	9	太子町	3
川西市	15	赤穂郡	
小野市	7	上郡町	3
三田市	10	佐用郡	
加西市	4	佐用町	4
篠山市	6	美方郡	
養父市	8	香美町	6
丹波市	13	新温泉町	4
南あわじ市	9		
朝来市	9		
淡路市	11		
宍粟市	9		
加東市	7		
市部計	241	郡部計	45
			総計 286

兵庫県告示第1174号

造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部を次のように改正する。

なお、改正後の造林事業補助金交付要綱の規定は、平成22年度の造林事業に係る補助金から適用する。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第2の1の(1)の(イ)の(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 荒廃竹林整備

竹の侵入によって周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、周辺の森林整備と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で竹林整備の事業量が除間伐等の森林整備の

事業量を超えないものとする。

第2の3の(1)のキの(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 荒廃竹林整備

竹の侵入によって周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、周辺の森林整備と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で竹林整備の事業量が除間伐等の森林整備の事業量を超えないものとする。

第2の3の(3)のうち「なお、育成単層林整備の保育（植栽型）（倒木起こしを除く。）を行う場合は、保安林等に限る。」を削る。

第2の4を削り、同5を同4に改める。

第2の4中「1から4まで」を「1から3まで」に改める。

第7の1の(2)中「市町村森林整備事業計画」の右に「、森林基盤整備事業計画」を加える。

第7の1の(3)中「及び立木の材積」を「及び誘導伐（個別林分型）において立木の材積」に改め、「伐採を行ったとき」の右に「、又は誘導伐（モザイク林誘導型）において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において誘導伐を実施したとき」を加える。

第7の1の(4)を削り、同(5)を同(4)とし、同(6)から(14)までを同(5)から(13)までとする。

第7の1の(8)中「、3の(4)又は4の(4)」を「又は3の(4)」に改める。

第7の2中「、居住地森林作業道等の全部若しくは一部について当該居住地森林作業道等に係る造林事業の完了した年度の翌年度から起算して5年以内に転用等をする場合」を削り、「、(4)又は(5)」を「又は(4)」に改める。

第8中「、(4)又は(5)」を「又は(4)」に改める。

第10中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。



兵庫県告示第1175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
三田市乙原字南千丈山1814、1816の2、1856の3、1856の5、1858の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1176号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
上野製薬株式会社伊丹工場
伊丹市東有岡1丁目127番地
工場長 中 村 恭 典
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
上野製薬株式会社伊丹工場
伊丹市東有岡1丁目127番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号口 ろ過施設		
能 力	1,000 L/時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12	13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,200,000	1,500,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	24	30	

備考 下水道接続しているため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年11月30日から同年12月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課



兵庫県告示第1177号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号

所長 花 岡 正 浩

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設		62号へ 湿式集じん機		
能 力	20m ³ /分		60m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2箇月		着手後2箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 2時間		24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	1	1	7	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5	10	30	60
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	20	70	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	5	10
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—	1.7	4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	1未満	1未満
	銅 含 有 量 (単位 mg/L)	50	50	—	—
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	20	20	—	—
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	15,000	15,000	—	—
	溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量 (単位 mg/L)	100	100	—	—
	ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	10	10	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.13	0	3	

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年11月30日から同年12月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1178号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間
平成22年8月23日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市食満2丁目地区

公 告**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成22年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成22年11月9日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人高齢者生活支援ネット
 - イ 代表者の氏名 大 西 啓 介
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目2番19-101号
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、高齢者やその家族、その他の助けを必要とする人々に対して医療、介護や成年後見等に関する相談・コンサルティング・生活援助・支援等の事業を行い、高齢者の豊かで安全な老後の生活を支援することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成22年11月9日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ほっと・はうす
 - イ 代表者の氏名 永 田 恵美子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区相生町5丁目10番21-101号
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、地域社会の高齢者並びに障害者、保育を必要とする子供に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者自立支援法に基づく移動支援事業、託児と保育事業、高齢者並びに障害者と地域住民の交流にかかわる事業を行い、地域の理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、生きがいや仲間作りができる地域コミュニティづくりの推進及び社会参加と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請受付年月日 平成22年11月9日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人あんさんぶる
 - イ 代表者の氏名 井ノ上 勇二郎
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市鴻池1丁目8番20-102号
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、障害のある方々とその家族に対して、住み慣れた地域で一緒に暮らしていくために必要な生活支援に関する事業を行い、地域に根ざした支援を充実させ、社会及び地域福祉の向上に寄与する

りすこやかにいきいきと成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成22年11月 9 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人フットサポート・ピドクラブ

イ 代表者の氏名 根 來 信 也

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区八幡町3丁目6番19号 クレアル六甲2階A号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や子どもとその保護者及びその教育者並びに地域住民に対して、障害予防、介護予防と健康増進の啓発活動、情報提供活動及びこの活動に係わる人材の育成に関する事業を行い、地域社会の健康福祉の推進を図り、地域住民の身体活動能力の向上に寄与することを目的とする。

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年11月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立加古川医療センター院長 千 原 和 夫

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

体外式衝撃波結石破碎装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成23年3月31日（木）

(4) 納入場所

県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203番地

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒675-8555 加古川市神野町神野203番地

県立加古川医療センター総務部経理課

電話 (079) 497-7000

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年11月30日（火）から同年12月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成22年11月30日（火）から同年12月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成23年1月13日（木）午前11時 県立加古川医療センター2階 第1会議室

(5) 入札書の受領期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年1月12日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年1月11日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成22年12月14日（火）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年1月20日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要作成

- (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Chihara, Director of Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Extracorporeal Shock Wave Lithotripter 1set

- (3) Delivery period: March 31, 2011

- (4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 14, 2010

- (6) Deadline for tender:

17:00 January 12, 2011 by mail

11:00 January 13, 2011 by direct delivery

- (7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center, 203

Kanno, Kanno-cho, Kakogawa, Hyogo 675-8555

TEL (079) 497-7000



入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年11月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

1 入札に付する事項

- (1) 工事名

吸収式冷温水設備更新工事

- (2) 工事場所

神戸市須磨区高倉台1-1-1

- (3) 工事概要

工種 管工事

吸収式冷温水設備更新工事 一式

- (4) 施工期間

着工の日から平成23年3月31日（木）まで

- (5) 最低制限価格

有

- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

- (7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

- (8) 契約締結予定日

平成22年12月下旬予定

(9) 支払条件

- ア 前払金 有
- イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県神戸県民局内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成22年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA（平均工事成績点75点以上の業者に限る）及びB等級に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 山本設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ク 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成22年11月30日（火）から同年12月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1

県立こども病院総務部経理課

電話番号 (078) 732-6961

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成22年11月30日（火）から同年12月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成22年11月30日（火）から同年12月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成22年12月1日（水）から同月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成22年12月16日（木）から同月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成22年12月21日（火）午前10時から

(2) 入札及び開札の場所

神戸市須磨区高倉台1-1-1

県立こども病院 研修センター1階 研修室D

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(i) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出方法は、以下によること。

(7) 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入する。

(i) 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒をさらに郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部局・課室名を明示する。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同

制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記 8 (1) の日時に、上記 8 (2) の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内（兵庫県の休日を含め定める条例に定める県の休日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

ウ 提出方法

上記 4 (2) の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、県立こども病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合

は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立こども病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第124号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年11月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第100条」の右に「～第102条」を加える。

第4条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

第100条中「政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。）」の右に「第19条の16（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）第15項の少額領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の閲覧、規正法」を加える。

第101条の次に次の1条を加える。

（少額領収書等の写しの開示）

第102条 規正法第19条の16（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）第3項の規定により、少額領収書等の写しの開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、別記第62号様式による開示請求書によって、県委員会に請求しなければならない。

2 規正法第19条の16第8項の規定により、国会議員関係政治団体の会計責任者が県委員会に期間の延長を求めるときは、別記第63号様式によりしなければならない。

3 政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項及び第3項の規定により、開示請求者が県委員会に申し出るときは、それぞれ別記第64号様式及び第65号様式によりしなければならない。

4 前条第6項の規定は、規正法第19条の16第15項の規定の写しの交付の方法について準用する。

5 規正法第19条の16第16項の規定により、県委員会が公表するときは、インターネットの利用により公表するものとする。

別記第61号様式の次に次の4様式を加える。

第63号様式（少額領収書等の写しに係る提出期間の延長通知）

平成何年何月何日

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

国会議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名

(電話番号)

少額領収書等の写しに係る提出命令（平成何年何月何日付け第何号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第8項の規定に基づき、提出期間の延長を申し出ます。

記

1 延長を求める期間 30日間

2 命令があった日 平成 年 月 日（提出命令の通知の到達日）

3 延長を求める理由

(1) 選挙期間中であるため（政治資金規正法施行規則第14条の2の5第1号に該当）

公職の候補者の氏名 _____

・選挙の種類

衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙

その他（以下に具体的に記入してください。）

・当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

公示又は告示の日 平成 年 月 日

当該選挙の期日 平成 年 月 日

(2) 少額領収書等の写しが著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため（同規則第14条の2の5第2号に該当）

（事務の状況その他の事情）

(3) (1)、(2)のほかに正当な理由があるため（同規則第14条の2の5第3号に該当）

（事務の状況その他の事情）

第64号様式（少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書）
（表面）

平成何年何月何日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
郵便番号
住所又は居所
担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）
電話番号

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申出を
します。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等

日 付：平成 年 月 日～ 年 月 日
文書番号： 第 号～第 号

2 開示の実施方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

(1) 日 付：平成 年 月 日
文書番号： 第 号
国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付（県委員会事務室で受取）	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付（郵便で受取）	1 全部 2 一部 ()

(2) 日 付：平成 年 月 日
文書番号： 第 号
国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付（県委員会事務室で受取）	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付（郵便で受取）	1 全部 2 一部 ()

(裏面)

(3) 日 付：平成 年 月 日

文書番号： 第 号

国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付 (県委員会事務室で受取)	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付 (郵便で受取)	1 全部 2 一部 ()

(4) 日 付：平成 年 月 日

文書番号： 第 号

国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付 (県委員会事務室で受取)	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付 (郵便で受取)	1 全部 2 一部 ()

(5) 日 付：平成 年 月 日

文書番号： 第 号

国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付 (県委員会事務室で受取)	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付 (郵便で受取)	1 全部 2 一部 ()

(6) 日 付：平成 年 月 日

文書番号： 第 号

国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付 (県委員会事務室で受取)	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付 (郵便で受取)	1 全部 2 一部 ()

3 開示の実施を希望する日 (郵便で写しを受け取る場合は記載不要)

平成 年 月 日

4 同封する交付手数料の額 (郵便で写しを受け取る場合のみ記載)

円

5 同封する郵便切手の額 (郵便で写しを受け取る場合のみ記載)

円分

第65号様式（少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書）

平成何年何月何日

少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
 郵便番号
 住所又は居所
 担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）
 電話番号

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める国会議員関係政治団体の名称
- 2 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等
 日 付：平成 年 月 日
 文書番号： 第 号
- 3 最初に開示を受けた日
 平成 年 月 日
- 4 更なる開示の実施方法
 下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

1 閲覧	1 全部	2 一部（	）
2 複写機により白黒で複写したものの 交付（県委員会事務室で受取）	1 全部	2 一部（	）
3 複写機により白黒で複写したものの 交付（郵便で受取）	1 全部	2 一部（	）

※ 少額領収書等の写しの同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

- 5 更なる開示の実施を希望する日（郵便で写しを受け取る場合は記載不要）
 平成 年 月 日
- 6 同封する交付手数料の額（郵便で写しを受け取る場合のみ記載）
 円
- 7 同封する郵便切手の額（郵便で写しを受け取る場合のみ記載）
 円分

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年11月30日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

1 調達内容

(1) 調達内容

オフィスオートメーションシステム端末装置一式賃貸借

(2) 調達（入札）件名

オフィスオートメーションシステム端末装置一式賃貸借

(3) 契約期間

平成23年2月1日（火）から平成28年1月31日（日）まで

(4) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)の賃貸借について月額単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 隅田

電話 (078) 341-7441 内線 2252

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年11月30日（火）から同年12月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年1月11日（火）午前11時00分

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年1月7日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年1月7日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成22年12月14日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年1月12日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示をした場合のほか、総価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akira Saka, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Office Automation System lease

(3) Delivery period:

From February 1, 2011 through January 31, 2016

- (4) Delivery place:
As in the tender explanation
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 December 14, 2010
- (6) Deadline for tender:
17:00 January 7, 2011 by mail;
11:00 January 11, 2011 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mrs.Sumida, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext 2252